

【参考】小中一貫教育の制度化①

(文部科学省抜粋)

小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

今回学校教育法等改正で措置

今後政省令改正で措置

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎制度化後のイメージ

小中一貫教育

学校制度	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
学校制度	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
制度の根拠	法律	省令	省令
設置者	同一の設置者	同一の設置者	異なる設置者
小中の期間の連続性	○	○	○
一貫教育に必要な独自教科の設定	○ 授業時数の上限なし	○ 授業時数の上限なし	○ 授業時数の上限なし
指導内容の入替え・移行	○	○	×
特例の内容の根拠	省令・告示	省令・告示	省令・告示

弘前市では「中学校併設型小学校・小学校併設型中学校」として小中一貫教育を実施。

■ 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の運営

- 義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。
- 一貫した教育を施すためにふさわしい**運営の仕組み**を整える。

※留意事項

小中一貫教育の実質を担保する観点から、適切な運営体制を整備すること。

例えば

- ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。
- ② 学校運営協議会を関係校合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にする。
- ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員に併任させる。

【参考】小中一貫教育の制度化③

(文部科学省抜粋)

■ 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程

- 教科等の種類等については、小学校及び中学校の基準をそれぞれ適用する。
- 教育課程の**基準の特例**による。

【基準の特例】

(1) 小中一貫教科等の設定

各教科等の授業時数を減じて、その減じた時数に係る内容を代替することのできる内容の小中一貫教育等の授業時数に充てることができる。

(2) 指導内容の入替え・移行

- ① 小学校段階等及び中学校段階等における各教科等の内容のうち、相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができる。
- ② 小学校段階の指導の内容の一部を中学校段階に移行して指導できる。
- ③ 中学校段階の指導の内容の一部を小学校段階に移行して指導できる。
- ④ 小学校段階における各教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年に移行して指導することができる。
- ⑤ 中学校段階における各教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年に移行して指導することができる。

【基準の特例(つづき)】

(3)教育課程の編成の要件

教育課程は、次の要件を満たして編成する。

- ①9年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。
- ②学習指導要領において定められている内容事項が、教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。
- ③学習指導要領において定められている内容事項を指導するために必要となる標準的な授業時数が、教育課程全体を通じて適切に確保されていること。
- ④児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ⑤保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
- ⑥児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

【参考】小中一貫教育の制度化⑤

(文部科学省抜粋)

- 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程の編成
小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、**設置者が定める**ところにより、教育課程を編成する。

※留意事項

- 教育委員会規則等において、当該小学校及び中学校が小中一貫教育を施すものであることの旨を明らかにする。
- 各学校においては、小中一貫教育の実質が担保されるよう一体的な運営体制の下、学校間の協議を経て教育課程を編成すること。

～小中一貫教育の中核的な要素～

- ① 9年間の教育目標の明確化
- ② 当該教育目標に即した教科等ごとの9年間を一貫した系統的な教育課程の編成・実施
- ③ 組織・運営の仕組みの整備